

静岡県草薙総合運動場(硬式野球場)ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

静岡県では、事業者との協働の下に、静岡県が所有する施設等（以下「県有施設等」という。）を有効に活用することにより新たな歳入を確保し、県民サービスの維持・向上等に資することを目的として、静岡県営都市公園である、静岡県草薙総合運動場の硬式野球場に愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得するパートナー（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

ネーミングライツパートナーは、静岡県草薙総合運動場の硬式野球場に企業名等の愛称を表示することにより、企業等を幅広くPRすることができると同時に、静岡県草薙総合運動場への経済的支援を通じた社会貢献を行うこととなります。

2 対象施設

(1) 正式名称 静岡県草薙総合運動場 硬式野球場

(2) 所在地 静岡県静岡市駿河区栗原 19 番 1 号

(3) 概要 詳細は「別添 1」のとおり

※草薙総合運動場公式HP：<https://www.kusanagi-sportscomplex.jp/>

3 募集概要

(1) ネーミングライツの対象

静岡県草薙総合運動場 硬式野球場の愛称

※一般的な呼称として用いられる名称であり、本県の条例等で定められている正式な施設名等を変更するものではありません。

(2) ネーミングライツ料（最低募集金額）

年額 1,000 万円以上（消費税及び地方消費税含む）

(3) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から 5 年間

（契約期間の満了に当たり、契約継続の希望があれば優先交渉権を付与します。）

(4) 愛称の使用開始予定日

令和 8 年 4 月 1 日

(5) 愛称の条件等

ア 静岡県中部地域のスポーツの拠点である静岡県草薙総合運動場にふさわしい愛称とし、「草薙」を愛称に含み、野球場であることを連想させる字句を含むものとします。（例：「球場」や「野球場」、「スタジアム」など）

ただし、次に掲げる愛称は付することができません。

(ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの

(イ) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

- (ウ) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
 - (エ) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (オ) 著しく長い又は難解な字句を使用するなど、利用者の混乱を招くおそれのあるもの
 - (カ) 個人の氏名
 - (キ) その他名称として表示することが適当でないと県が認めるもの
- イ 命名していただくのは愛称であり、条例で定める施設の正式名称を変更するものではありません。
- ウ 利用者の混乱を防止するため、決定した愛称を契約期間中に変更することはできません。
- エ 国際大会の開催や興行主の意向等により、イベント開催期間中は愛称の使用等が制限される場合があります。
- オ 愛称が定着するまでの間は、条例上の名称を併記する場合があります。

(6) 費用負担

ア ネーミングライツ料のほかに、愛称の付与に伴い発生する費用の負担については、次のとおりです（○を付した者等が費用負担者）。

項目	区 分	指 定 管理者	ネーミングライツ パートナー
1	敷地内外の看板表示・サインや道路標識等の変更		○ ※1
2	指定管理者が作成したパンフレット、封筒等の印刷物の在庫使用		○ ※2
3	指定管理者が作成したパンフレット、封筒等の既存デザインの印刷物に愛称を追加して増刷する場合	○ ※3	○ ※3
4	ネーミングライツパートナーが提案する新デザインのパンフレット等を作成する場合		○
5	指定管理者ホームページの表示変更	○	
6	県ホームページや県資料で愛称表記が必要なものの修正	県	
7	契約期間満了後の原状回復（契約期間中の解除を含む。）		○

※1 表示変更や新規看板の設置等については、静岡市屋外広告物条例の規制の関係など県や関係機関と協議の上、可能な表示を行っていただきます。

なお、敷地内看板の新設は設置の可否を含めて協議が必要です。

また、設置する看板の安全性の検討はネーミングライツパートナー側で実施していただきます。

※2 既存のパンフレットの在庫使用時に愛称のシール等で印刷物を変更する場合、作成するシール等が対象となります。

※3 指定管理者が所有する既存パンフレットのデザインを活用して、パンフレ

ット等を作成する場合に、愛称を追加するためのデザイン変更料金、また愛称使用期間終了後にデザインを戻す変更料金は、ネーミングライツパートナーの負担となります。

なお、この場合のパンフレット作成費用は指定管理者の負担となります。

イ 上記費用のほかに、提案の内容を県が採用する場合において、費用負担を伴うものについては、ネーミングライツ料とは別にネーミングライツパートナーの負担となる場合があります。

ウ 契約が終了するときは、契約期間終了前に、ネーミングライツパートナーの負担と責任において、原状回復を行っていただきます。

(7) 応募資格

次のいずれにも該当しない法人等とします。

ア 次の(ア)から(キ)のいずれかに該当するもの

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

(イ) 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

(ウ) 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

(オ) 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に該当するもの

ウ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの

エ 消費者金融・高利貸しに係るもの

オ たばこに係るもの

カ ギャンブルに係るもの（宝くじに係るものは除く）

キ 法律の定めのない医療類似行為を行うもの

ク 興信所・探偵事務所

ケ 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中のもの（ただし、再生又は更正計画が認可されたものはこの限りでない）

コ 県の入札参加停止措置若しくは指名停止措置を受けているもの、県の指名停止要綱に該当する行為を行ったもの又は不利益処分（違法又は不適当な行為による

- ものである場合に限る)を受けているもの
- サ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
- シ 県税その他の租税を滞納している、又は正当な理由なく県に対する債務を履行していないもの
- ス その他、ネーミングライツを取得することが適当でないと県が認めるもの

(8) その他

ネーミングライツを実施するに当たって、業務上知り得た秘密、個人情報等を第三者に漏らすことはできません。

4 応募方法

(1) 提出書類

【提案者が法人等の場合】

- ア 静岡県ネーミングライツ提案書(様式第1号)
- イ 法令順守に関する取組実績(様式第1-2号)
- ウ 会社概要(様式第2号)
- エ 誓約書及び役員等名簿(様式第3号)
- オ 会社概要書(パンフレット等)
- カ 直近3か年の決算報告書
- キ 定款、寄附行為若しくは規約
- ク 印鑑証明書(原本)
- ケ 登記事項証明書(商業登記簿謄本)
- コ 直近1年分の納税証明書(提出日において発行の日から3ヶ月以内のものに限る。)
- ・県税の未納がないことの証明書(静岡県内事業所を有する場合は静岡県、有しない場合は、本社の都道府県の証明書)
 - ・法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- サ その他提案内容に関する資料(必要な場合適宜)

【提案者が個人事業主の場合】

- ア 静岡県ネーミングライツ提案書(様式第1号)
- イ 法令順守に関する取組実績(様式第1-2号)
- ウ 事業の概要を記載した書類(任意様式)
- エ 誓約書及び役員等名簿(様式第3号)
- オ 印鑑証明書(原本)
- カ 本人を証明する書類(顔写真の確認できるもの(運転免許証、マイナンバーカード表面等))の写し
- キ 所得の状況を証明する書類(源泉徴収票又は確定申告書の写し、市町民税課税証明書等)
- ク 直近1年分の納税証明書(提出日において発行の日から3ヶ月以内のものに限る。)
- ・静岡県税の未納がないことの証明書

- ・個人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書（個人事業主の場合）
- ケ その他提案内容に関する資料（必要な場合適宜）

(2) 提出部数

1 部

なお、提出された書類・資料は返却致しかねますので御了承ください。

(3) 受付期間

令和 7 年 8 月 15 日（金）から令和 7 年 10 月 15 日（水）まで

（持参は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時の間で土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日は除く。郵送は、10 月 15 日（水）必着とします。）

(4) 提出方法及び提出先

持参又は郵送により提出してください。

郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、持参する場合には、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時の間（土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除く。）に、下記提出先まで持参してください。

郵送する場合は、宛名のほかに「ネーミングライツ応募書類在中」と明記してください。

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号 県庁東館 12 階 静岡県交通基盤部都市局公園緑地課 (ネーミングライツ応募書類在中)
--

(5) 質問事項の受付等

提案にあたり質問がある場合は、次のとおり受け付け、回答します。

ア 受付期間

令和 7 年 8 月 15 日（金）から令和 7 年 10 月 1 日（水）まで

イ 受付方法

質問事項を記載した文書をメールで受け付けます。

件名に「静岡県草薙総合運動場ネーミングライツにかかる質問」と明記してください。

- ・ E メールアドレス：parks@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 回答方法

公平を期するため、原則として質問に対する回答は、順次、県ホームページに掲載しますので御覧ください。

＊ 県 公園緑地課ホームページアドレス

<https://www.pref.shizuoka.jp/machizukuri/toshikoen/1076723>

(6) 提案にあたっての費用負担

提案に関し必要な費用は、提案者の負担とします。

(7) 留意事項

- ア 必要に応じて追加資料を求める場合があります。
- イ 提出された提案書は、選定する以外に、提出者に無断で使用しないものとします。ただし、ネーミングライツパートナーの提案書等については、県は広報活動等において使用できるものとします。
- ウ 提出された提案書は、県営都市公園ネーミングライツパートナー選定委員会へ提示するほか、関係機関に意見を求める目的で必要な範囲に限定して複製することがあります。
- エ 提出された提案書の変更、差替え、再提出及び返却には応じません。
- オ 情報公開請求があった場合には、静岡県情報公開条例に基づき公開することがあります。
- カ 書類提出後、提案を辞退する場合は、辞退届(任意様式)を提出してください。
- キ 法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている名称を使用して生じた責任は提案者が負うことになります。
- ク 提案者は同一の県有施設において複数の提案を行うことはできません。
- ケ 公募に際し、県が提示する資料は、事業の提案を行う目的以外の目的で使用することはできません。

5 優先交渉権者の選定方法等

(1) 優先交渉権者

優先交渉権者とは、ネーミングライツの契約について、他者より優先的に県と交渉できる権利を有する者のことをいいます。

(2) 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定にあたっては、県が別途開催する県営都市公園ネーミングライツパートナー選定委員会の意見を踏まえて県が選定します。

(3) 選定基準

別添「評価項目・基準」をもとに、優先交渉権者を選定します。

(4) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- ア 提出書類に虚偽の記載をした場合
- イ 提出書類に不備がある場合
- ウ 募集要項に定める応募資格を満たしていない場合
- エ 法令、例規に違反する客観的事実が認められる場合
- オ 応募金額が募集要項に定める最低募集金額未満の金額である場合

- カ 募集要項に定める「愛称の条件」に合致していない場合
- キ 契約期間が募集要項に定める期間未満の期間である場合
- ク その他重大な不正行為があった場合

(5) 選定結果の通知

選定後は、速やかに選定結果を公表するとともに、全ての提案者に選定結果を通知します。

6 協議及び契約

(1) 協議及び契約

県は、優先交渉権者と速やかにネーミングライツの実施に関する協議を行い、協議が整った場合は契約を締結します。

ただし、県と優先交渉権者の間において協議が整わなかった場合、次点提案者を優先交渉権者と決定して同様の協議を行い、協議が整った場合は契約を締結します。

なお、優先交渉権者と県との協議等が滞り、事業の履行が確実でないと県が判断した場合は、優先交渉権者の決定を取消すものとします。

また、本施設については指定管理者制度を導入しており、施設の管理運営を指定管理者が行っているため、ネーミングライツ導入に関し必要な事項について優先交渉権者、指定管理者及び県との間で協議することとします。

(2) ネーミングライツパートナーの告知

ネーミングライツパートナーと契約を締結した後、契約者名、県有施設等の愛称、ネーミングライツ料等について公表します。

7 契約解除

契約期間中、次のいずれかに該当する場合、県は契約を解除することがあります。この場合、年度途中のネーミングライツ料の返還は行わず、原状回復等に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担とします。また、契約の解除に伴い、ネーミングライツパートナーに損害が発生した場合でも、県はその責任を負いません。

- (1) ネーミングライツパートナーの事情、瑕疵、社会的信用を損なう行為等により県若しくは県有施設等のイメージが損なわれた場合
- (2) ネーミングライツパートナーが応募資格を満たさなくなった等により、契約の継続が困難であると判断した場合
- (3) その他、県が契約を解除することが必要であると判断した場合。

8 リスク負担

- (1) ネーミングライツパートナーが設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権等の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。
- (2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、県とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

9 ネーミングライツ料の支払い時期

ネーミングライツ料の支払いは、毎年度当初に、県が発行する納入通知書により行うものとします。

ただし、年度途中から契約開始となる場合は、県が別途指定する期日までに納入するものとします。

なお、支払いは一括払いとし、分割して支払うことはできません。

また、契約期間中は、ネーミングライツ料の変更は行いません。

10 愛称の普及

県は可能な限り愛称を使用するとともに、報道機関や利用団体等の関係機関に周知を図るものとします。

11 問い合わせ先

静岡県交通基盤部都市局公園緑地課（ネーミングライツ担当）

- ・受付時間 平日 午前9時から正午、午後1時から午後5時まで
- ・住所 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館12階
- ・電話 054-221-3492
- ・ファクシミリ 054-221-3493
- ・Eメール praks@pref.shizuoka.lg.jp

(別添) 評価項目・基準

評価項目		配点	評価基準
応募者審査	法令遵守	10	提案者の資格の制限に該当せず、法令、例規を誠実に遵守しているといえるか。 【評価基準】 ①募集要項に定める「応募資格」に抵触する客観的事実が特に認められないか。 ②その他法令、例規に違反する客観的事実が特に認められないか。 ③「法令順守に関する取組実績」の記載内容の妥当性 【「法令遵守」が認められない場合の評価】 ・①または②に該当する事実が一つでも認められれば「失格」 ・①または②に該当する事実は認められないが、③の「法令順守に向けた対応内容等」に記載が無かったり、法令順守に向けた対応内容として全く認められなければ「0点」 【「法令遵守」が認められる場合の評価】 ・③の「法令順守に関する取組実績」の記載内容に応じて、「大変優れている」～「やや劣っている」の4段階で評価
	経営状況	10	決算報告書等から分かる財務状況の内容より、安定した経営が行われているか。 【評価基準】 ・経常損益が3期連続で赤字でないか。 ・自己資本金額（資本の部合計）が3期連続で債務超過でないか。 【「安定した経営」が行われていない場合の評価】 ・上記評価基準すべてにおいて適合せず、安定した経営が行われているとは認められなければ「0点」 【「安定した経営」が行われている場合の評価】 ・上記評価基準すべてにおいて適合し、安定した経営が行われていると認められれば満点。 ・上記評価基準の一部において適合している場合には、状況に応じて「優れている」～「やや劣っている」の3段階で評価
提案内容	ネーミングライツ料	40	【評価基準】 ・最低募集金額以上のネーミングライツ料であるか。 ・どの程度高額の金額の設定になっているか。 【応募が1事業者の場合の評価】 ・最低募集金額未満の金額であれば、「失格」 ・最低募集金額以上の金額であれば満点 【応募が複数事業者の場合の評価】 ・最低募集金額未満の金額であれば、「失格」 ・最低募集金額以上の者のうち、応募金額が最も高額のを満点とし、次点以下は計算式により算出 <計算式> 申請者の点数＝ 配点×(申請者の応募金額)／(応募があった中で、最高金額)
	契約期間	5	【評価基準】 ・募集要項に記載する期間の契約期間であるか。 ・募集要項に定める期間未満の期間であれば、「失格」 ・募集要項に定める期間であれば、「5点」

提 案 内 容	愛 称	25	【評価基準】 ①募集要項に定める「愛称の条件」に合致しているか ②親しまれる愛称であるか ③呼びやすい愛称であるか ④施設の用途に誤解を与えないか ⑤施設のイメージを損ねないか 【評価基準に適合すると認められない場合の評価】 ・①に合致しない場合には「失格」 ・①に合致するが、一般的に②～⑤には適合しないと認められる場合は「0点」 【評価基準に適合すると認められる場合の評価】 ・一般的に上記評価基準に適合すると認められる場合には満点。 ・十分に評価基準に適合するとは認められなかったとしても、適合の程度を考慮し「優れている」～「やや劣っている」の3段階で評価
	そ の 他	10	【評価基準】 ・愛称の広告として新設するサインや公園施設活用等が提案されているか ・ネーミングライツパートナーとして、清掃活動やイベント開催等、公園施設の運営に協力する計画が提案されているか 【提案がない場合の評価】 ・具体的な計画がなかったり、提案の内容として全く認められなければ「0点」 【提案がある場合の評価】 ・提案の内容により「大変優れている」～「やや劣っている」の4段階で評価
	計	100	

<採点方法>

審 査	採 点
大変優れている（条件に適合している）	各項目の配点 × 1.0
優れている	各項目の配点 × 0.8
普通	各項目の配点 × 0.6
やや劣っている	各項目の配点 × 0.2
劣っている（条件に適合していない）	各項目の配点 × 0